

熊本市小規模修繕契約希望者登録要綱

制定	平成17年	4月27日	市長決裁
改正	平成18年	6月1日	総務局長決裁
	平成19年	12月19日	市長決裁
	平成21年	6月29日	契約検査室次長決裁
	平成22年	10月1日	市長決裁
	平成24年	3月29日	総務局長決裁
	平成24年	8月30日	契約検査総室副室長決裁
	平成25年	5月21日	総務局長決裁
	平成25年	8月29日	契約検査総室副室長決裁
	平成26年	9月2日	総務局長決裁
	平成26年	11月21日	総務局長決裁
	平成27年	4月30日	総務局長決裁
	平成27年	7月8日	契約検査総室副室長決裁
	平成27年	9月1日	総務局長決裁
	平成28年	3月28日	契約検査総室長決裁
	平成29年	5月2日	契約政策課長決裁
	平成30年	3月26日	総務局長
	令和元年	5月1日	契約政策課長決裁
	令和3年	5月17日	契約政策課長決裁
	令和7年	5月19日	契約政策課長決裁
	令和7年	9月30日	市長決裁
	令和7年	10月1日	契約政策課長決裁
	令和7年	12月4日	契約政策課長決裁
	令和8年	3月16日	契約政策課長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、本市が発注する小規模な修繕（以下「小規模修繕」という。）において、市内の小規模業者を積極的に活用することにより、その受注機会の拡大を図るとともに本市経済の活性化を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 この要綱の対象となる小規模修繕は、内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であると認められる施設の修繕で、1件の予定価格が30万円以下のものとする。

(登録できる者)

第3条 契約希望者として登録することができる者は、個人事業者である場合は熊本市内に主たる事業所（自宅を主たる事業所としているときを含む。）を有する者、法人である場合は熊本市内に商業登記簿上の本店を有する者とし、かつ、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者
- (2) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号に該当する者
- (3) 熊本市工事競争入札参加有資格業者名簿又は熊本市物品関係競争入札（見積）参加資格者名簿に登録されている者
- (4) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有しない者
- (5) 市税を滞納している者（当該滞納しているものについて、分納を誓約し、かつ、当該分納を履行していると認められる者を除く。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、契約の相手方として不相当と認められる者

(申請書の提出)

第4条 熊本市小規模修繕契約希望者登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登載を希望する者は、熊本市小規

模修繕契約希望者登録申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 法人にあつては登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）
- (2) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し
- (3) 役員等名簿及び照会承諾書
- (4) 市税滞納有無調査承諾書
- (5) 相手方登録申請書
- (6) 封筒（切手を貼付したもの）
- (7) 適正な労働環境の確保に向けた取組に係る誓約書（様式第2号）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請書は、定期又は随時に受け付けるものとする。

3 申請書の提出の時期、場所及び方法については、必要な事項をあらかじめ公告するとともに広報紙等で広報するものとする。

4 受け付けた申請書及び関係書類は原則返却しないものとする。

5 申請者が、提出された申請書及び第1項各号に定める関係書類について、修正指示又は不足書類の提出指示に、迅速かつ誠実に対応しない場合は、申請の意思がないものとみなす。

（登録決定者の登録）

第5条 市長は、第4条の規定により登録の申請があつたときは、申請書類に基づき申請内容を確認し、登録の決定がなされた者（以下「登録決定者」という。）については、熊本市小規模修繕契約希望者登録決定通知書（様式第3号）を発送するとともに、登録名簿に登載するものとする。この場合において、登録名簿は、市ホームページ等に公開するものとする。

（登録の有効期間）

第6条 登録の有効期間は、次の各号に定める期間とする。

- (1) 定期の受付により登録決定者となつた場合は、登録の決定がなされた年の8月1日から2年間
- (2) 随時の受付により登録決定者となつた場合は、登録の決定がなされた月の翌月の1日から当該受付前の直近の定期の受付によって登録決定者となつた者に係る有効期間の末日まで

（登録事項の変更等）

第7条 登録名簿に登載された者は、登録事項に変更があつたとき、又は事業を廃止したときは、熊本市小規模修繕契約希望者登録事項変更・廃止届（様式第4号）を速やかに市長に提出しなければならない。

（登録の取消し）

第8条 市長は、登録名簿に登載された者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、登録を取り消すものとする。

- (1) 第3条各号（第5号を除く。）のいずれかに該当した場合
- (2) 倒産した場合
- (3) 契約の締結に関し談合等の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の関係法令に違反する行為を行った場合
- (4) 入札参加資格の代表者の死亡等の事実を確認することができた場合

2 市長は、前項の規定により登録の取消しを行った場合は、当該登録決定者に登録取消し決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。ただし、その旨について通知すべき者がいないときは、その限りではない。

（相手方の制限）

第9条 契約担当者は、登録名簿に登載された者が、第3条第5号に該当した場合、見積もり合わせ等に参加させてはならない。

（参加及び指名の停止）

第10条 市長は、登録名簿に登載された者が、熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成21年告示第199号）に規定する措置要件のいずれかに該当するときは、期間を付して参加又は指名の停止を行うものとする。

（登録者の取扱い）

第11条 市は、小規模修繕に該当する契約に係る業者の選定に際しては、原則として登録名簿に登載された者の中から行う。ただし、第3条第3号に該当する者又は熊本市業務委託契約等競争入札参加資格者名簿に登録された者のうちから業者を選定することを妨げないものとする。

（契約保証金）

第12条 登録名簿に登録された者との契約締結に際しては、熊本市契約事務取扱規則（昭和39年規則第7号）

第22条第2項第7号の規定に基づき契約保証金の納付を免除することができる。

（前払金等）

第13条 小規模修繕については、前払金及び部分払の対象外とする。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、小規模修繕契約希望者の登録に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月19日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日前において、この要綱による改正前の熊本市小規模修繕契約希望者登録要綱の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）	様式略
様式第2号（第4条関係）	様式略
様式第3号（第5条関係）	様式略
様式第4号（第7条関係）	様式略
様式第5号（第8条関係）	様式略